

令和6年能登半島地震・大雨災害義援金の受付期間を延長します

令和6年1月1日に発生した最大震度7の地震と、同年9月に発生した大雨災害により、石川県能登地方で甚大な被害が生じました。

現在多くの方々が支援を必要としている状況を受け、日本赤十字社では「令和6年能登半島地震災害義援金」と「令和6年9月能登半島大雨災害義援金」の受付期間を延長します。引き続き、皆様の温かいご支援をよろしくお願いします。

1 受付期間

【変更前】令和7年12月26日(金)まで

【変更後】令和9年 3月31日(水)まで

2 受付窓口

伊那市役所社会福祉課、各総合支所市民福祉課、各支所 各窓口

伊那市役所 1階市民ホール ※令和6年能登半島地震災害義援金募金箱のみ設置

3 受付方法

現金のみの受付とさせていただきます。

※物資による支援は受け付けておりません。

4 その他

振込みによる義援金も受け付けています。

各口座の詳細等は添付資料のとおりです。

5 添付資料 有 無

本件に関するお問い合わせ先

令和6年能登半島地震災害義援金 受付口座情報

1 義援金名称

「令和6年能登半島地震災害義援金」

2 受付期間 ※期間延長

石川県支部、本社での受付	… 令和9年 3月31日（水）まで
富山県支部、新潟県支部での受付	… 令和7年12月26日（金）まで

3 義援金受付口

（1）石川県支部

北國銀行 県庁支店 (普) 28580

口座名義 「日本赤十字社石川県支部 支部長 馳 浩」

※ご利用の金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

※受領証発行を希望の場合は、石川県支部（メール：soumu@ishikawa.jrc.or.jp）に振込口座、振込日、寄付額、振込者名（受領証の宛名）、郵便番号、住所、電話番号をご連絡ください。

（2）富山県支部

ア 北陸銀行 本店営業部 (普) 6162894

イ 富山銀行 富山支店 (普) 3044104

ウ 富山第一銀行 ニューセンター支店 (普) 022823

口座名義はいずれも「富山県災害義援金 日赤富山県支部 支部長 新田 八朗」

※ご利用の金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

（3）新潟県支部

第四北越銀行 白山支店 (普) 5050125

口座名義 「日本赤十字社新潟県支部 支部長 花角 英世」

※ご利用の金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

（4）本社

ア ゆうちょ銀行・郵便局

口座記号番号 00150-7-325411

口座加入者名 「日赤令和6年能登半島地震災害義援金」

※受領証の発行を希望する場合は、通信欄に「受領証希望」と明記のうえ、ご依頼人欄に氏名、住所、電話番号をご記載ください。

※ゆうちょ銀行・郵便局窓口での取扱いの場合、振込手数料は免除されます。

イ メガバンク口座

・三井住友銀行 すずらん支店 (普) 2787501

- ・三菱UFJ銀行 やまびこ支店（普）2105493
- ・みずほ銀行 クヌギ支店（普）0620669

※口座名義はいずれも「日本赤十字社」

※御利用の金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

※受領証発行を希望の場合は、直接、本社パートナーシップ推進部（FAX：03-3432-5507）に、
支援金名、住所、氏名、電話番号、寄付日、寄付額、振込人名、振込金融機関名及び支店名を
ご連絡ください。もしくは、日本赤十字社ホームページの令和6年能登半島地震災害支援金案
内ページ <https://www.jrc.or.jp/contribute/help/20240104/> の事前登録ボタンまたはお問い合わせ
フォームからもお手続きいただけます。

4 税法上の取扱いについて

個人については、所得税法第78条第2項第1号、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条
の7第1項第1号に規定する寄附金、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく
寄附金に該当します。

5 その他

- ① 物品については、取扱いをしておりません。
- ② この災害支援金は、災害支援金配分委員会を通じて被災地の方々の生活支援に役立てられます。
- ③ 県を限定しての寄付を希望される場合は、該当県の支部口座へお振り込みください。
- ④ この災害に関する日本赤十字社の対応については、ホームページをご覧ください。

（<http://www.jrc.or.jp>）

令和6年9月能登半島大雨災害義援金 受付口座情報

1 義援金名称

「令和6年9月能登半島大雨災害義援金」

2 受付期間 ※期間延長

令和6年9月25日（水）から令和9年3月31日（水）まで

3 義援金受付口

（1）石川県支部

北國銀行 県庁支店 （普）30420

口座名義 「日本赤十字社石川県支部 支部長 馳 浩」

※ご利用の金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

（2）本社

ア ゆうちょ銀行・郵便局

口座記号番号 00190-8-364938

口座加入者名 「日赤令和6年9月能登半島大雨災害義援金」

口座加入者名(略称) 「日赤 R6.9 能登大雨義援金」

※上記略称でもお振り込みいただけます。

※受領証の発行を希望する場合は、通信欄に「受領証希望」と明記のうえ、ご依頼人欄に氏名、住所、電話番号をご記載ください。

※ゆうちょ銀行・郵便局窓口での取扱いの場合、振込手数料は免除されます。

イ メガバンク口座

・三井住友銀行 すずらん支店（普）2787511

・三菱UFJ銀行 やまびこ支店（普）2105501

・みずほ銀行 クヌギ支店（普）0620685

※口座名義はいずれも「日本赤十字社」

※ご利用の金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

※受領証の発行を希望の場合は、直接、本社パートナーシップ推進部（FAX：03-3432-5507）

に、義援金名、氏名(受領証の宛名)、住所、電話番号、寄付日、寄付額、振込人名、振込金融機関名及び支店名をご連絡ください。

もしくは、日本赤十字社ホームページの令和6年9月能登半島大雨災害義援金案内ページ

<https://www.jrc.or.jp/contribute/help/20240925/> の事前登録ボタンまたはお問い合わせフォームからもお手続きいただけます。

4 税法上の取扱いについて

個人については、所得税法第78条第2項第1号、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条

の7第1項第1号に規定する寄附金、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。

5 その他

- ⑤ 物品については、取扱いをしておりません。
- ⑥ この災害義援金は石川県に設置される災害義援金配分委員会を通じて被災者へ配分されます。
- ⑦ この災害に関する日本赤十字社の対応については、ホームページをご覧ください。
(<http://www.jrc.or.jp>)